

労働者派遣法第30条の4 第1項の規程に基づく労使協定

ケアゲート株式会社と会社の過半数労働者代表 萩原 里佳 は、労働者派遣法第30条の4第1項の規程に関し、次のように協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で労働者派遣業務に従事する有期無期の派遣社員
以下「対象従業員」という）に適用する。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 ケアゲート株式会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の自事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の対象従業員の派遣先の事業所所在地に対応する地域指数を乗じたものに退職金5%上乗せしたものである。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和6年8月27日職発0827第1号「令和7年度の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という）に定める。

- ① 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「050 施設介護の職業」
- ② 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「023 看護師、准看護師」
- ③ 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「039 生産関連事務」
- ④ 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「05402 クリーニング職」
- ⑤ 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「09601 ビル・建物清掃員」
- ⑥ 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「03703 介護事務員」
- ⑦ 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「03701 医療事務員」
- ⑧ 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「03403 受付・案内事務員」
- ⑨ 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「03401 一般事務員」
- ⑩ 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「02801 看護助手」
- ⑪ 「令和7年職業安定業務統計」（ハローワーク）の「049 福祉・介護の専門的職業」

- ⑫ 「令和7年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「025 栄養士、管理栄養士」
- ⑬ 「令和7年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「055 飲食物調理の職業」
- ⑭ 「令和7年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「02901 保育士」
- ⑮ 「令和7年職業安定業務統計」(ハローワーク)の「03003 保育補助」

(2) 通勤手当については、基本給とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

(3) 地域調査については、就業地が東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬とし、通達に定める「地域指数」のそれぞれの地域により調整する。

(4) 退職金については、「退職金(5%上乘せ後)」のとおりとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク： 5 年

B ランク： 1 年

C ランク： 0 年

2 ケアゲート株式会社は、第8条の規定による対象従業員の職務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積の能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第26条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は、別表2の通り基本給に5%を乗じた額を退職金として合算し支給する。

第8条 基本給は、職種および業務の内容、責任の程度、必要な技能・経験等を勘案して決定する。

評価期間は毎年4月から翌年3月までとし、勤務態度・業務遂行能力・成果等の評価を行いその結果を翌年度の基本給に反映する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く)福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、派遣社員就業規則第84条の規定を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実地計画」に従って、着実に実地する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

本件は、令和7年3月28日に締結した労使協定を修正し、上記有効期間に遡って適用する。

令和7年10月23日

〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸2-9-30

横浜西口加藤ビル6F

ケアゲート株式会社

代表取締役 田邊 光



過半数労働者代表

萩原 里佳



別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	050 施設介 護の 職業	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,131	1,312	1,406	1,436	1,504	1,690	2,028
1(1)	地域 調整	神奈川県 (109.8)	1,242	1,441	1,544	1,577	1,652	1,856	2,227
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,305	1,514	1,622	1,656	1,735	1,949	2,339
2(1)	地域 調整	東京都 (112.7)	1,275	1,479	1,585	1,619	1,696	1,905	2,286
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,339	1,553	1,665	1,700	1,781	2,001	2,401
3(1)	地域 調整	埼玉県 (107.0)	1,211	1,404	1,505	1,537	1,610	1,809	2,170
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,272	1,475	1,581	1,614	1,691	1,900	2,279
4(1)	地域 調整	千葉 (106.5)	1,205	1,398	1,498	1,530	1,602	1,800	2,160
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,266	1,468	1,573	1,607	1,683	1,890	2,268
5(1)	地域 調整	群馬 (98.8)	1,118	1,297	1,390	1,419	1,486	1,670	2,004

5(2)	退職金 (5%上乗せ後)	1,174	1,362	1,460	1,490	1,561	1,754	2,105
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働 者の平均の 額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	上級介護業 務（派遣先 フロア責任 者等の業 務）	神奈川 (1,735～) 東京 (1,785～) 埼玉 (1,695～) 千葉 (1,685～) 群馬 (1,565～)	≧	神奈川 (1,735) 東京 (1,781) 埼玉 (1,691) 千葉 (1,683) 群馬 (1,561)	5 年
B ランク	中級介護業 務（派遣先 にて一般レ ベルの業 務）	神奈川 (1,515～) 東京 (1,555～) 埼玉 (1,475～) 千葉 (1,470～) 群馬 (1,365～)		神奈川 (1,514) 東京 (1,553) 埼玉 (1,475) 千葉 (1,468) 群馬 (1,362)	1 年
C ランク	初級介護業 務（派遣先 にて初級レ	神奈川 (1,305～) 東京 (1,340～) 埼玉 (1,275～)		神奈川 (1,305) 東京 (1,339) 埼玉 (1,272)	0 年

	ベルの業 務)	千葉 (1,270～) 群馬 (1,175～)		千葉 (1,266) 群馬 (1,174)	
--	------------	----------------------------------	--	--------------------------------	--

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する
2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	023 看護 師、准 看護師	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,343	1,558	1,669	1,706	1,786	2,006	2,408
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,475	1,711	1,833	1,874	1,962	2,203	2,644
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,549	1,797	1,925	1,968	2,061	2,314	2,777
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,514	1,756	1,881	1,923	2,013	2,261	2,714
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,590	1,844	1,976	2,020	2,114	2,375	2,850
3(1)	地 域 調 整	埼玉 (107.0)	1,438	1,668	1,786	1,826	1,912	2,147	2,577
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,510	1,752	1,876	1,918	2,008	2,255	2,706
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,431	1,660	1,778	1,817	1,903	2,137	2,565
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,503	1,743	1,867	1,908	1,999	2,244	2,694
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,327	1,540	1,649	1,686	1,765	1,982	2,380

5(2)	退職金 (5%上乘せ後)	1,394	1,617	1,732	1,771	1,854	2,082	2,499
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者 の平均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級看護業務 (派遣先フロ ア責任者等の 業務)	神奈川 (2,065～) 東京 (2,115～) 埼玉 (2,010～) 千葉 (2,000～) 群馬 (1,855～)	≧	神奈川 (2,061) 東京 (2,114) 埼玉 (2,008) 千葉 (1,999) 群馬 (1,854)	5 年
B ランク	中級看護業務 (派遣先にて 一般レベルの 業務)	神奈川 (1,800～) 東京 (1,845～) 埼玉 (1,755～) 千葉 (1,745～) 群馬 (1,620～)		神奈川 (1,797) 東京 (1,844) 埼玉 (1,752) 千葉 (1,743) 群馬 (1,617)	1 年
C ランク	初級看護業務 (派遣先にて	神奈川 (1,550～) 東京 (1,590～) 埼玉 (1,510～)		神奈川 (1,549) 東京 (1,590) 埼玉 (1,510)	0 年

	初級レベルの 業務)	千葉 (1,505～) 群馬 (1,395～)		千葉 (1,503) 群馬 (1,394)	
--	---------------	----------------------------------	--	--------------------------------	--

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	039 生産 関連 事務	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,177	1,365	1,463	1,495	1,565	1,758	2,110
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,293	1,499	1,607	1,642	1,719	1,931	2,317
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,358	1,574	1,688	1,725	1,805	2,028	2,433
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,327	1,539	1,649	1,685	1,764	1,982	2,378
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,394	1,616	1,732	1,770	1,853	2,082	2,497
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,260	1,461	1,566	1,600	1,675	1,882	2,258
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,323	1,535	1,645	1,680	1,759	1,977	2,371
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,254	1,454	1,559	1,593	1,667	1,873	2,248
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,317	1,527	1,637	1,673	1,751	1,967	2,361
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,163	1,349	1,446	1,478	1,547	1,737	2,085

5(2)	退職金 (5%上乘せ後)	1,222	1,417	1,519	1,552	1,625	1,824	2,190
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者 の平均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級生産関 連事務業務 (派遣先フ ロア責任者 等の業務)	神奈川 (1,805～) 東京 (1,855～) 埼玉 (1,760～) 千葉 (1,755～) 群馬 (1,625～)	≒	神奈川 (1,805) 東京 (1,853) 埼玉 (1,759) 千葉 (1,751) 群馬 (1,625)	5 年
B ランク	中級生産関 連事務業務 (派遣先に て一般レベ ルの業務)	神奈川 (1,575～) 東京 (1,620～) 埼玉 (1,535～) 千葉 (1,530～) 群馬 (1,420～)		神奈川 (1,574) 東京 (1,616) 埼玉 (1,535) 千葉 (1,527) 群馬 (1,417)	1 年
C ランク	初級生産関 連事務業務 (派遣先に	神奈川 (1,360～) 東京 (1,395～) 埼玉 (1,325～)		神奈川 (1,358) 東京 (1,394) 埼玉 (1,323)	0 年

	て初級レベルの業務)	千葉 (1,320～) 群馬 (1,225～)		千葉 (1,317) 群馬 (1,222)	
--	------------	----------------------------------	--	--------------------------------	--

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乘せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	05402 クリー ニング 職	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,116	1,295	1,387	1,417	1,484	1,667	2,001
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,226	1,422	1,523	1,556	1,630	1,831	2,198
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,288	1,494	1,600	1,634	1,712	1,923	2,308
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,258	1,460	1,564	1,597	1,673	1,879	2,256
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,321	1,533	1,643	1,677	1,757	1,973	2,369
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,195	1,386	1,485	1,517	1,588	1,784	2,142
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,255	1,456	1,560	1,593	1,668	1,874	2,250
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,189	1,380	1,478	1,510	1,581	1,776	2,132
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,249	1,449	1,552	1,586	1,661	1,865	2,239
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,103	1,280	1,371	1,400	1,467	1,647	1,977

5(2)	退職金 (5%上乘せ後)	1,159	1,344	1,440	1,470	1,541	1,730	2,076
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者 の平均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級リネン業務（派遣先フロア責任者等の業務）	神奈川 (1,715～) 東京 (1,760～) 埼玉 (1,670～) 千葉 (1,665～) 群馬 (1,545～)	≧	神奈川 (1,712) 東京 (1,757) 埼玉 (1,668) 千葉 (1,661) 群馬 (1,541)	5 年
B ランク	中級リネン業務（派遣先にて中級レベルの業務）	神奈川 (1,495～) 東京 (1,535～) 埼玉 (1,460～) 千葉 (1,450～) 群馬 (1,345～)		神奈川 (1,494) 東京 (1,533) 埼玉 (1,456) 千葉 (1,449) 群馬 (1,344)	1 年
C ランク	一般リネン業務（派遣先に	神奈川 (1,290～) 東京 (1,325～) 埼玉 (1,255～)		神奈川 (1,288) 東京 (1,321) 埼玉 (1,255)	0 年

	て一般レベル の業務)	千葉 (1,250～) 群馬 (1,160～)		千葉 (1,249) 群馬 (1,159)	
--	----------------	----------------------------------	--	--------------------------------	--

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	09601 ビル・ 建物清 掃員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,094	1,269	1,360	1,389	1,455	1,634	1,962
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,202	1,394	1,494	1,526	1,598	1,795	2,155
1(2)	退職金 (5%上乗せ後) 令和 7 年 10 月 3 日まで		1,263	1,464	1,569	1,603	1,678	1,885	2,263
1(3)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,225	1,421	1,523	1,556	1,630	1,831	2,197
1(4)	退職金 (5%上乗せ後) 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,287	1,493	1,600	1,634	1,712	1,923	2,307
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,233	1,431	1,533	1,566	1,640	1,842	2,212
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,295	1,503	1,610	1,645	1,722	1,935	2,323
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,171	1,358	1,456	1,487	1,557	1,749	2,100
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,230	1,426	1,529	1,562	1,635	1,837	2,205
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,166	1,352	1,449	1,480	1,550	1,741	2,090

4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,225	1,420	1,522	1,554	1,628	1,829	2,195
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,081	1,254	1,344	1,373	1,438	1,615	1,939
5(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,136	1,317	1,412	1,442	1,510	1,696	2,036

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者の平 均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級清掃業務 (派遣先フロ ア責任者等の 業務)	神奈川 (1,680～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,715～) 東京 (1,725～) 埼玉 (1,635～) 千葉 (1,630～) 群馬 (1,510～)	≧	神奈川 (1,678) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,712) 東京 (1,722) 埼玉 (1,635) 千葉 (1,628) 群馬 (1,510)	5 年
B ランク	中級清掃業務 (派遣先にて 中級レベルの 業務)	神奈川 (1,465～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,495～) 東京 (1,505～) 埼玉 (1,430～)		神奈川 (1,464) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,493) 東京 (1,503) 埼玉 (1,426)	1 年

		千葉 (1,420～) 群馬 (1,320～)		千葉 (1,420) 群馬 (1,317)	
Cランク	一般清掃業務 (派遣先にて 一般レベルの 業務)	神奈川 (1,265～) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,290～) 東京 (1,295～) 埼玉 (1,230～) 千葉 (1,225～) 群馬 (1,140～)		神奈川 (1,263) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,287) 東京 (1,295) 埼玉 (1,230) 千葉 (1,225) 群馬 (1,136)	0年

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	03703 介護 事務員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,076	1,248	1,337	1,367	1,431	1,608	1,929
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,182	1,371	1,469	1,501	1,572	1,766	2,119
1(2)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 3 日まで		1,242	1,440	1,543	1,577	1,651	1,855	2,225
1(3)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,225	1,421	1,523	1,556	1,630	1,831	2,197
1(4)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,287	1,493	1,600	1,634	1,712	1,923	2,307
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,213	1,407	1,507	1,541	1,613	1,813	2,174
2(2)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 2 日まで		1,274	1,478	1,583	1,619	1,694	1,904	2,283
2(3)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 3 日以降		1,226	1,423	1,524	1,558	1,631	1,832	2,199
2(4)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 3 日以降		1,288	1,495	1,601	1,636	1,713	1,924	2,309
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,152	1,336	1,431	1,463	1,532	1,721	2,065

3(2)	退職金 (5%上乘せ後)		1,210	1,403	1,503	1,537	1,609	1,808	2,169
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,146	1,330	1,424	1,456	1,525	1,713	2,055
4(2)	退職金 (5%上乘せ後)		1,204	1,397	1,496	1,529	1,602	1,799	2,158
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,064	1,234	1,321	1,351	1,414	1,589	1,906
5(2)	退職金 (5%上乘せ後)		1,118	1,296	1,388	1,419	1,485	1,669	2,002

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者の平 均の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	上級介護 事務業務 (派遣先フ ロア責任者 等の業務)	神奈川 (1,655～) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,715～) 東京 (1,695～) 令和7年10月3日以降 東京 (1,715～) 埼玉 (1,610～) 千葉 (1,605～) 群馬 (1,485～)	≒	神奈川 (1,651) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,712) 東京 (1,694) 令和7年10月3日以降 東京 (1,713) 埼玉 (1,609) 千葉 (1,602) 群馬 (1,485)	5 年

B ランク	中級介護 事務業務 (派遣先に て中級レベ ルの業務)	神奈川 (1,440～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,495～) 東京 (1,480～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,495～) 埼玉 (1,405～) 千葉 (1,400～) 群馬 (1,300～)	神奈川 (1,440) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,493) 東京 (1,478) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,495) 埼玉 (1,403) 千葉 (1,397) 群馬 (1,296)	1 年
C ランク	一般介護 事務業務 (派遣先に て一般レベ ルの業務)	神奈川 (1,245～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,290～) 東京 (1,275～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,290～) 埼玉 (1,210～) 千葉 (1,205～) 群馬 (1,120～)	神奈川 (1,242) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,287) 東京 (1,274) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,288) 埼玉 (1,210) 千葉 (1,204) 群馬 (1,118)	0 年

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乘せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	03701 医療 事務員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,037	1,203	1,289	1,317	1,379	1,549	1,859
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,139	1,321	1,416	1,447	1,515	1,701	2,042
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,196	1,388	1,487	1,520	1,591	1,787	2,145
1(3)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 3 日まで		1,162	1,348	1,445	1,476	1,546	1,736	2,084
1(4)	退職金 (5%上乗せ後) 令和 7 年 10 月 3 日まで		1,221	1,416	1,518	1,550	1,624	1,823	2,189
1(5)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,225	1,421	1,523	1,556	1,630	1,831	2,197
1(6)	退職金 (5%上乗せ後) 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,287	1,493	1,600	1,634	1,712	1,923	2,307
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,169	1,356	1,453	1,485	1,555	1,746	2,096
2(2)	退職金 (5%上乗せ後) 令和 7 年 10 月 2 日まで		1,228	1,424	1,526	1,560	1,633	1,834	2,201
2(3)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 3 日以降		1,226	1,423	1,524	1,558	1,631	1,832	2,199

2(4)	退職金 (5%上乗せ後) 令和7年10月3日以降		1,288	1,495	1,601	1,636	1,713	1,924	2,309
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,110	1,288	1,380	1,410	1,476	1,658	1,990
3(2)	退職金 (5%上乗せ後) 令和7年10月31日まで		1,166	1,353	1,449	1,481	1,550	1,741	2,090
3(3)	基準値(0年)を地域別最低 賃金額とした額 令和7年11月1日以降		1,141	1,324	1,419	1,450	1,518	1,705	2,046
3(4)	退職金 (5%上乗せ後) 令和7年11月1日以降		1,199	1,391	1,490	1,523	1,594	1,791	2,149
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,105	1,282	1,373	1,403	1,469	1,650	1,980
4(2)	退職金 (5%上乗せ後) 令和7年10月2日まで		1,161	1,347	1,442	1,474	1,543	1,733	2,079
4(3)	基準値(0年)を地域別最低 賃金額とした額 令和7年10月3日以降		1,140	1,323	1,418	1,448	1,517	1,704	2,045
4(4)	退職金 (5%上乗せ後) 令和7年10月3日以降		1,197	1,390	1,489	1,521	1,593	1,790	2,148
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,025	1,189	1,274	1,302	1,363	1,531	1,837
5(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,077	1,249	1,338	1,368	1,432	1,608	1,929
5(3)	基準値(0年)を地域別最低 賃金額とした額 令和8年3月1日以降		1,063	1,234	1,322	1,351	1,414	1,589	1,906

5(4)	退職金 (5%上乘せ後) 令和8年3月1日以降	1,117	1,296	1,389	1,419	1,485	1,669	2,002
------	-------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者の平 均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級医療 事務業務（派 遣先フロア責 任者等の業 務）	神奈川 (1,625～) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,715～) 東京 (1,635～) 令和7年10月3日以降 東京 (1,715～) 埼玉 (1,550～) 令和7年11月1日以降 埼玉 (1,595～) 千葉 (1,545～) 令和7年10月3日以降 千葉 (1,595～) 群馬 (1,435～) 令和8年3月1日以降 群馬 (1,485～)	≧	神奈川 (1,624) 令和7年10月4日以降 神奈川(1,712) 東京 (1,633) 令和7年10月3日以降 東京 (1,713) 埼玉 (1,550) 令和7年11月1日以降 埼玉 (1,594) 千葉 (1,543) 令和7年10月3日以降 千葉 (1,593) 群馬 (1,432) 令和8年3月1日以降 群馬 (1,485)	5 年
B ランク	中級医療	神奈川 (1,420～) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,495～) 東京		神奈川 (1,416) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,493) 東京	1 年

	事務業務（派遣先にて中級レベルの業務）	(1,425～) 令和7年10月3日以降 東京（1,495～） 埼玉 (1,355～) 令和7年11月1日以降 埼玉（1,395～） 千葉 (1,350～) 令和7年10月3日以降 千葉（1,390～） 群馬 (1,250～) 令和8年3月1日以降 群馬（1,300～）	(1,424) 令和7年10月3日以降 東京（1,495） 埼玉 (1,353) 令和7年11月1日以降 埼玉（1,391） 千葉 (1,347) 令和7年10月3日以降 千葉（1,390） 群馬 (1,249) 令和8年3月1日以降 群馬（1,296）	
Cランク	一般医療事務業務（派遣先にて一般レベルの業務）	神奈川 (1,225～) 令和7年10月4日以降 神奈川（1,290～） 東京 (1,230～) 令和7年10月3日以降 東京（1,290～） 埼玉 (1,170～) 令和7年11月1日以降 埼玉（1,200～） 千葉 (1,165～) 令和7年10月3日以降 千葉（1,200～） 群馬 (1,080～) 令和8年3月1日以降 群馬（1,120～）	神奈川 (1,221) 令和7年10月4日以降 神奈川（1,287） 東京 (1,228) 令和7年10月3日以降 東京（1,288） 埼玉 (1,166) 令和7年11月1日以降 埼玉（1,199） 千葉 (1,161) 令和7年10月3日以降 千葉（1,197） 群馬 (1,077) 令和8年3月1日以降 群馬（1,117）	0年

（備考）1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	03403 受付・ 案内 事務員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,113	1,291	1,383	1,414	1,480	1,663	1,996
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,223	1,418	1,519	1,553	1,626	1,826	2,192
1(2)	退職金 (5%上乗せ後) 令和 7 年 10 月 3 日まで		1,285	1,489	1,595	1,631	1,708	1,918	2,302
1(3)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,225	1,421	1,523	1,556	1,630	1,831	2,197
1(4)	退職金 (5%上乗せ後) 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,287	1,493	1,600	1,634	1,712	1,923	2,307
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,255	1,455	1,559	1,594	1,668	1,875	2,250
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,318	1,528	1,637	1,674	1,752	1,969	2,363
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,191	1,382	1,480	1,513	1,584	1,780	2,136
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,251	1,452	1,554	1,589	1,664	1,869	2,243
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,186	1,375	1,473	1,506	1,577	1,772	2,126

4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,246	1,444	1,547	1,582	1,656	1,861	2,233
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,100	1,276	1,367	1,398	1,463	1,644	1,973
5(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,155	1,340	1,436	1,468	1,537	1,727	2,072

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者の平 均の額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
A ランク	上級 受付・案内 事務業務 (派遣先フ ロア責任者 等の業務)	神奈川 (1,710～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,715～) 東京 (1,755～) 埼玉 (1,665～) 千葉 (1,660～) 群馬 (1,540～)	≧	神奈川 (1,708) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川(1,712) 東京 (1,752) 埼玉 (1,664) 千葉 (1,656) 群馬 (1,537)	5 年
B ランク	中級 受付・案内 事務業務 (派遣先に	神奈川 (1,490～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,495～) 東京 (1,530～) 埼玉 (1,455～)		神奈川 (1,489) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,493) 東京 (1,528) 埼玉 (1,452)	1 年

	て中級レベルの業務)	千葉 (1,445～) 群馬 (1,340～)		千葉 (1,444) 群馬 (1,340)	
Cランク	一般 受付・案内 事務業務 (派遣先に て一般レベルの業務)	神奈川 (1,285～) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,290～) 東京 (1,320～) 埼玉 (1,255～) 千葉 (1,250～) 群馬 (1,155～)		神奈川 (1,285) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,287) 東京 (1,318) 埼玉 (1,251) 千葉 (1,246) 群馬 (1,155)	0年

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	03401 一般 事務員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,082	1,255	1,345	1,374	1,439	1,617	1,940
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,189	1,378	1,477	1,509	1,581	1,776	2,131
1(2)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 3 日まで		1,249	1,447	1,551	1,585	1,661	1,865	2,238
1(3)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,225	1,421	1,523	1,556	1,630	1,831	2,197
1(4)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,287	1,493	1,600	1,634	1,712	1,923	2,307
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,220	1,415	1,516	1,549	1,622	1,823	2,187
2(2)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 2 日まで		1,281	1,486	1,592	1,627	1,704	1,915	2,297
2(3)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 3 日以降		1,226	1,423	1,524	1,558	1,631	1,832	2,199
2(4)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 3 日以降		1,288	1,495	1,601	1,636	1,713	1,924	2,309
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,158	1,343	1,440	1,471	1,540	1,731	2,076

3(2)	退職金 (5%上乘せ後)		1,216	1,411	1,512	1,545	1,617	1,818	2,180
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,153	1,337	1,433	1,464	1,533	1,723	2,067
4(2)	退職金 (5%上乘せ後)		1,211	1,404	1,505	1,538	1,610	1,810	2,171
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,070	1,240	1,329	1,358	1,422	1,598	1,917
5(2)	退職金 (5%上乘せ後)		1,124	1,302	1,396	1,426	1,494	1,678	2,013

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者の平 均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級一般 事務業務（派 遣先フロア責 任者等の業 務）	神奈川 (1,665～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,715～) 東京 (1,705～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,715～) 埼玉 (1,620～) 千葉 (1,610～) 群馬 (1,495～)	≧	神奈川 (1,661) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川(1,712) 東京 (1,704) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,713) 埼玉 (1,617) 千葉 (1,610) 群馬 (1,494)	5 年

B ランク	中級一般 事務業務（派遣先にて中級レベルの業務）	神奈川 (1,450～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,495～) 東京 (1,490～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,495～) 埼玉 (1,415～) 千葉 (1,405～) 群馬 (1,305～)	神奈川 (1,447) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,493) 東京 (1,486) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,495) 埼玉 (1,411) 千葉 (1,404) 群馬 (1,302)	1 年
C ランク	一般一般 事務業務（派遣先にて一般レベルの業務）	神奈川 (1,250～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,290～) 東京 (1,285～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,290～) 埼玉 (1,220～) 千葉 (1,215～) 群馬 (1,125～)	神奈川 (1,249) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,287) 東京 (1,281) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,288) 埼玉 (1,216) 千葉 (1,211) 群馬 (1,124)	0 年

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	02801 看護 助手	通達に定め る職業安定 業務統計	991	1,150	1,232	1,259	1,318	1,481	1,777
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,089	1,263	1,353	1,383	1,448	1,627	1,952
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,144	1,327	1,421	1,453	1,521	1,709	2,050
1(3)	基準値(0 年)を地域別最低賃 金額とした額 令和 7 年 10 月 3 日まで		1,162	1,348	1,445	1,476	1,546	1,736	2,084
1(4)	退職金 (5%上乗せ後) 令和 7 年 10 月 3 日まで		1,221	1,416	1,518	1,550	1,624	1,823	2,189
1(5)	基準値(0 年)を地域別最低賃 金額とした額 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,225	1,421	1,523	1,556	1,630	1,831	2,197
1(6)	退職金 (5%上乗せ後) 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,287	1,493	1,600	1,634	1,712	1,923	2,307
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,117	1,297	1,389	1,419	1,486	1,670	2,003
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,173	1,362	1,459	1,490	1,561	1,754	2,104
2(3)	基準値(0 年)を地域別最低賃 金額とした額 令和 7 年 10 月 2 日まで		1,163	1,350	1,446	1,478	1,547	1,738	2,086

2(4)	退職金 (5%上乗せ後) 令和7年10月2日まで		1,222	1,418	1,519	1,552	1,625	1,825	2,191
2(5)	基準値(0年)を地域別最低賃 金額とした額 令和7年10月3日以降		1,226	1,423	1,524	1,558	1,631	1,832	2,199
2(6)	退職金 (5%上乗せ後) 令和7年10月3日以降		1,288	1,495	1,601	1,636	1,713	1,924	2,309
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,061	1,231	1,319	1,348	1,411	1,585	1,902
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,115	1,293	1,385	1,416	1,482	1,665	1,998
3(3)	基準値(0年)を地域別最低賃 金額とした額 令和7年10月31日まで		1,078	1,251	1,340	1,370	1,435	1,611	1,933
3(4)	退職金 (5%上乗せ後) 令和7年10月31日まで		1,132	1,314	1,407	1,439	1,507	1,692	2,030
3(5)	基準値(0年)を地域別最低賃 金額とした額 令和7年11月1日以降		1,141	1,324	1,419	1,450	1,518	1,705	2,046
3(6)	退職金 (5%上乗せ後) 令和7年11月1日以降		1,199	1,391	1,490	1,523	1,594	1,791	2,149
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,056	1,225	1,313	1,341	1,404	1,578	1,893
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,109	1,287	1,379	1,409	1,475	1,657	1,988
4(3)	基準値(0年)を地域別最低賃 金額とした額 令和7年10月2日まで		1,076	1,249	1,338	1,367	1,432	1,608	1,930

4(4)	退職金 (5%上乘せ後) 令和7年10月2日まで		1,130	1,312	1,405	1,436	1,504	1,689	2,027
4(5)	基準値(0年)を地域別最低賃 金額とした額 令和7年10月3日以降		1,140	1,323	1,418	1,448	1,517	1,704	2,045
4(6)	退職金 (5%上乘せ後) 令和7年10月3日以降		1,197	1,390	1,489	1,521	1,593	1,790	2,148
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	980	1,137	1,218	1,244	1,303	1,464	1,756
5(2)	退職金 (5%上乘せ後)		1,029	1,194	1,279	1,307	1,369	1,538	1,844
5(3)	基準値(0年)を地域別最低賃 金額とした額 令和8年2月28日まで		985	1,143	1,225	1,251	1,311	1,472	1,767
5(4)	退職金 (5%上乘せ後) 令和8年2月28日まで		1,035	1,201	1,287	1,314	1,377	1,546	1,856
5(5)	基準値(0年)を地域別最低賃 金額とした額 令和8年3月1日以降		1,063	1,234	1,322	1,351	1,414	1,589	1,906
5(6)	退職金 (5%上乘せ後) 令和8年3月1日以降		1,117	1,296	1,389	1,419	1,485	1,669	2,002

別表2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者の平 均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験

A ランク	上級看護 助手業務 (派遣先フ ロア責任者 等の業務)	神奈川 (1,625～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,715～) 東京 (1,625～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,715～) 埼玉 (1,510～) 令和 7 年 11 月 1 日以降 埼玉 (1,595～) 千葉 (1,505～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 千葉 (1,595～) 群馬 (1,380～) 令和 8 年 3 月 1 日以降 群馬 (1,485～)	神奈川 (1,624) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,712) 東京 (1,625) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,713) 埼玉 (1,507) 令和 7 年 11 月 1 日以降 埼玉 (1,594) 千葉 (1,504) 令和 7 年 10 月 3 日以降 千葉 (1,593) 群馬 (1,377) 令和 8 年 3 月 1 日以降 群馬 (1,485)	5 年
B ランク	中級看護 助手業務 (派遣先に て中級レベ ルの業務)	神奈川 (1,420～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,495～) 東京 (1,420～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,495～) 埼玉 (1,315～) 令和 7 年 11 月 1 日以降 埼玉 (1,395～) 千葉 (1,315～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 千葉 (1,390～) 群馬 (1,205～)	神奈川 (1,416) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,493) 東京 (1,418) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,495) 埼玉 (1,314) 令和 7 年 11 月 1 日以降 埼玉 (1,391) 千葉 (1,312) 令和 7 年 10 月 3 日以降 千葉 (1,390) 群馬 (1,201)	1 年

		令和8年3月1日以降 群馬 (1,300～)	令和8年3月1日以降 群馬 (1,296)	
Cランク	一般看護 助手業務 (派遣先に て一般レベ ルの業務)	神奈川 (1,225～) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,290～) 東京 (1,225～) 令和7年10月3日以降 東京 (1,290～) 埼玉 (1,135～) 令和7年11月1日以降 埼玉 (1,200～) 千葉 (1,130～) 令和7年10月3日以降 千葉 (1,200～) 群馬 (1,035～) 令和8年3月1日以降 群馬 (1,120～)	神奈川 (1,221) 令和7年10月4日以降 神奈川 (1,287) 東京 (1,222) 令和7年10月3日以降 東京 (1,288) 埼玉 (1,132) 令和7年11月1日以降 埼玉 (1,199) 千葉 (1,130) 令和7年10月3日以降 千葉 (1,197) 群馬 (1,035) 令和8年3月1日以降 群馬 (1,117)	0年

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和7年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
	049 福祉・ 介護の 専門的 職業	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,307	1,516	1,625	1,660	1,738	1,953	2,343
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,436	1,665	1,785	1,823	1,909	2,145	2,573
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,508	1,749	1,875	1,915	2,005	2,253	2,702
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,473	1,709	1,832	1,871	1,959	2,202	2,641
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,547	1,795	1,924	1,965	2,057	2,313	2,774
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,399	1,623	1,739	1,777	1,860	2,090	2,508
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,469	1,705	1,826	1,866	1,953	2,195	2,634
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,392	1,615	1,731	1,768	1,851	2,080	2,496
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,462	1,696	1,818	1,857	1,944	2,184	2,621
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,292	1,498	1,606	1,641	1,718	1,930	2,315

5(2)	退職金 (5%上乘せ後)	1,357	1,573	1,687	1,724	1,804	2,027	2,431
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働 者の平均の 額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級福祉・ 介護の専門 的業務（派 遣先フロア 責任者等の 業務）	神奈川 (2,005～) 東京 (2,060～) 埼玉 (1,955～) 千葉 (1,945～) 群馬 (1,805～)	≧	神奈川 (2,005) 東京 (2,057) 埼玉 (1,953) 千葉 (1,944) 群馬 (1,804)	5 年
B ランク	中級福祉・ 介護の専門 的業務（派 遣先にて中 級レベルの 業務）	神奈川 (1,750～) 東京 (1,795～) 埼玉 (1,705～) 千葉 (1,700～) 群馬 (1,575～)		神奈川 (1,749) 東京 (1,795) 埼玉 (1,705) 千葉 (1,696) 群馬 (1,573)	1 年
C ランク	一般福祉・ 介護の専門 的業務（派 遣先にて一	神奈川 (1,510～) 東京 (1,550～) 埼玉 (1,470～) 千葉		神奈川 (1,508) 東京 (1,547) 埼玉 (1,469) 千葉	0 年

	般レベルの 業務)	(1,465～) 群馬 (1,360～)		(1,462) 群馬 (1,357)	
--	--------------	----------------------------	--	--------------------------	--

- (備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する
2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和7年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
	025 栄養士 ・ 管理 栄養士	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,171	1,358	1,456	1,487	1,557	1,749	2,100
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,286	1,492	1,599	1,633	1,710	1,921	2,306
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,351	1,567	1,679	1,715	1,796	2,018	2,422
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,320	1,531	1,641	1,676	1,755	1,972	2,367
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,386	1,608	1,724	1,760	1,843	2,071	2,486
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,253	1,454	1,558	1,592	1,666	1,872	2,247
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,316	1,527	1,636	1,672	1,750	1,966	2,360
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,248	1,447	1,551	1,584	1,659	1,863	2,237
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,311	1,520	1,629	1,664	1,742	1,957	2,349
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,157	1,342	1,439	1,470	1,539	1,729	2,075

5(2)	退職金 (5%上乗せ後)	1,215	1,410	1,511	1,544	1,616	1,816	2,179
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働 者の平均の 額	対応する 一般の労働 者の能力・ 経験
Aランク	上級栄養士 の専門的業 務（派遣先 フロア責任 者等の業 務）	神奈川 (1,800～) 東京 (1,845～) 埼玉 (1,750～) 千葉 (1,745～) 群馬 (1,620～)	≧	神奈川 (1,796) 東京 (1,843) 埼玉 (1,750) 千葉 (1,742) 群馬 (1,616)	5年
Bランク	中級栄養士 の専門的業 務（派遣先 にて中級レ ベルの業 務）	神奈川 (1,570～) 東京 (1,610～) 埼玉 (1,530～) 千葉 (1,520～) 群馬 (1,410～)		神奈川 (1,567) 東京 (1,608) 埼玉 (1,527) 千葉 (1,520) 群馬 (1,410)	1年
Cランク	一般栄養士 の専門的業 務（派遣先	神奈川 (1,355～) 東京 (1,390～) 埼玉 (1,320～)		神奈川 (1,351) 東京 (1,386) 埼玉 (1,316)	0年

	にて一般レ ベルの業 務)	千葉 (1,315～) 群馬 (1,215～)		千葉 (1,311) 群馬 (1,215)	
--	---------------------	----------------------------------	--	--------------------------------	--

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	055 飲食物 調理の 職業	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,233	1,430	1,533	1,566	1,640	1,842	2,211
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,354	1,571	1,684	1,720	1,801	2,023	2,428
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,422	1,650	1,769	1,806	1,892	2,125	2,550
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,390	1,612	1,728	1,765	1,849	2,076	2,492
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,460	1,693	1,815	1,854	1,942	2,180	2,617
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,320	1,531	1,641	1,676	1,755	1,971	2,366
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,386	1,608	1,724	1,760	1,843	2,070	2,485
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,314	1,523	1,633	1,668	1,747	1,962	2,355
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,380	1,600	1,715	1,752	1,835	2,061	2,473
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,219	1,413	1,515	1,548	1,621	1,820	2,185

5(2)	退職金 (5%上乘せ後)	1,280	1,484	1,591	1,626	1,703	1,911	2,295
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する一般の労働者の平均の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	上級飲食物調理業務 (派遣先フロア責任者等の業務)	神奈川 (1,895～) 東京 (1,945～) 埼玉 (1,845～) 千葉 (1,835～) 群馬 (1,705～)	≧	神奈川 (1,892) 東京 (1,942) 埼玉 (1,843) 千葉 (1,835) 群馬 (1,703)	5 年
B ランク	中級飲食物調理業務 (派遣先にて中級レベルの業務)	神奈川 (1,650～) 東京 (1,695～) 埼玉 (1,610～) 千葉 (1,600～) 群馬 (1,485～)		神奈川 (1,650) 東京 (1,693) 埼玉 (1,608) 千葉 (1,600) 群馬 (1,484)	1 年
C ランク	一般飲食物調理業務 (派遣先に)	神奈川 (1,425～) 東京 (1,460～) 埼玉 (1,390～) 千葉		神奈川 (1,422) 東京 (1,460) 埼玉 (1,386) 千葉	0 年

	て一般レベルの業務)	(1,380～) 群馬 (1,280～)		(1,380) 群馬 (1,280)	
--	------------	----------------------------	--	--------------------------	--

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	02901 保育士 の職業	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,214	1,408	1,509	1,542	1,615	1,814	2,177
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,333	1,546	1,657	1,694	1,774	1,992	2,391
1(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,400	1,624	1,740	1,779	1,863	2,092	2,511
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,369	1,587	1,701	1,738	1,821	2,045	2,454
2(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,438	1,667	1,787	1,825	1,913	2,148	2,577
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,299	1,507	1,615	1,650	1,729	1,941	2,330
3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,364	1,583	1,696	1,733	1,816	2,039	2,447
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,293	1,500	1,608	1,643	1,720	1,932	2,319
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,358	1,575	1,689	1,726	1,806	2,029	2,435
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,200	1,392	1,491	1,524	1,596	1,793	2,151

5(2)	退職金 (5%上乘せ後)	1,260	1,462	1,566	1,601	1,676	1,883	2,259
------	-----------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働 者の平均の 額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
Aランク	上級保育士 業務（派遣 先フロア責 任者等の業 務）	神奈川 (1,865～) 東京 (1,915～) 埼玉 (1,820～) 千葉 (1,810～) 群馬 (1,680～)	≧	神奈川 (1,863) 東京 (1,913) 埼玉 (1,816) 千葉 (1,806) 群馬 (1,676)	5年
Bランク	中級保育士 業務（派遣 先にて中級 レベルの業 務）	神奈川 (1,625～) 東京 (1,670～) 埼玉 (1,585～) 千葉 (1,575～) 群馬 (1,465～)		神奈川 (1,624) 東京 (1,667) 埼玉 (1,583) 千葉 (1,575) 群馬 (1,462)	1年
Cランク	一般保育士 業務（派遣 先にて一般 レベルの業 務）	神奈川 (1,400～) 東京 (1,440～) 埼玉 (1,365～) 千葉 (1,360～)		神奈川 (1,400) 東京 (1,438) 埼玉 (1,364) 千葉 (1,358)	0年

		群馬 (1,260～)		群馬 (1,260)	
--	--	----------------	--	---------------	--

- (備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員についてはC評価とみなして支給する
2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

別表 1

同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

令和 7 年度 職業安定業務統計			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	10 年	20 年
	03003 保育 補助の 職業	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,078	1,250	1,340	1,369	1,434	1,611	1,933
1(1)	地 域 調 整	神奈川県 (109.8)	1,184	1,373	1,472	1,504	1,575	1,769	2,123
1(2)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 3 日まで		1,244	1,442	1,546	1,580	1,654	1,858	2,230
1(3)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,225	1,421	1,523	1,556	1,630	1,831	2,197
1(4)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 4 日以降		1,287	1,493	1,600	1,634	1,712	1,923	2,307
2(1)	地 域 調 整	東京都 (112.7)	1,215	1,409	1,511	1,543	1,617	1,816	2,179
2(2)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 2 日まで		1,276	1,480	1,587	1,621	1,698	1,907	2,288
2(3)	基準値(0 年)を地域別最低 賃金額とした額 令和 7 年 10 月 3 日以降		1,226	1,423	1,524	1,558	1,631	1,832	2,199
2(4)	退職金 (5%上乘せ後) 令和 7 年 10 月 3 日以降		1,288	1,495	1,601	1,636	1,713	1,924	2,309
3(1)	地 域 調 整	埼玉県 (107.0)	1,154	1,338	1,434	1,465	1,535	1,724	2,069

3(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,212	1,405	1,506	1,539	1,612	1,811	2,173
4(1)	地 域 調 整	千葉 (106.5)	1,149	1,332	1,428	1,458	1,528	1,716	2,059
4(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,207	1,399	1,500	1,531	1,605	1,802	2,162
5(1)	地 域 調 整	群馬 (98.8)	1,066	1,235	1,324	1,353	1,417	1,592	1,910
5(2)	退職金 (5%上乗せ後)		1,120	1,297	1,391	1,421	1,488	1,672	2,006

別表 2 対象従業員の基本給（退職金を含む）の額

等級	職務の内容	基本給 (退職金含む)		対応する 一般の労働者の平 均の額	対応する 一般の労働者 の能力・経験
A ランク	上級保育 補助業務 (派遣先フ ロア責任者 等の業務)	神奈川 (1,655～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,715～) 東京 (1,700～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,715～) 埼玉 (1,615～) 千葉 (1,605～) 群馬 (1,490～)	≧	神奈川 (1,654) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川(1,712) 東京 (1,698) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,713) 埼玉 (1,612) 千葉 (1,605) 群馬 (1,488)	5 年

B ランク	中級保育 補助業務 (派遣先にて中級レベルの業務)	神奈川 (1,445～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,495～) 東京 (1,480～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,495～) 埼玉 (1,405～) 千葉 (1,400～) 群馬 (1,300～)	神奈川 (1,442) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,493) 東京 (1,480) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,495) 埼玉 (1,405) 千葉 (1,399) 群馬 (1,297)	1 年
C ランク	一般保育 補助業務 (派遣先にて一般レベルの業務)	神奈川 (1,245～) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,290～) 東京 (1,280～) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,290～) 埼玉 (1,215～) 千葉 (1,210～) 群馬 (1,120～)	神奈川 (1,244) 令和 7 年 10 月 4 日以降 神奈川 (1,287) 東京 (1,276) 令和 7 年 10 月 3 日以降 東京 (1,288) 埼玉 (1,212) 千葉 (1,207) 群馬 (1,120)	0 年

(備考) 1 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については C 評価とみなして支給する

2 基本給には退職金(5%上乗せ)を含んで支給する

